

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年6月9日提出
【計算期間】	第11特定期間(自 2021年9月14日至 2022年3月14日)
【ファンド名】	りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり） りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【電話番号】	03-6205-1649
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、投資信託への投資を通じて、米ドル建ての世界の幅広い債券および債券関連派生商品等に投資し、安定的なインカム収入の確保と値上り益の獲得を目指して運用を行います。

ロ 当ファンドの募集上限額は各ファンドにつき3,000億円であり、設定日以後の追加信託は行われません。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年４回	目論見書または信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（限定ヘッジ）	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジまたは一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

項目	該当する属性区分	内容
----	----------	----

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年４回	目論見書または信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類表

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回 年２回 年４回	グローバル (日本を除く) 日本 北米	ファミリーファンド	あり (限定ヘッジ)
債券 一般 公債	年６回(隔月)	欧州		

社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		中近東(中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固 定型				
資産配分変 更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券 クレジット属性 ()	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		中近東(中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固 定型				
資産配分変 更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

2016年12月29日

信託契約締結、設定、運用開始。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「株式会社りそな銀行」

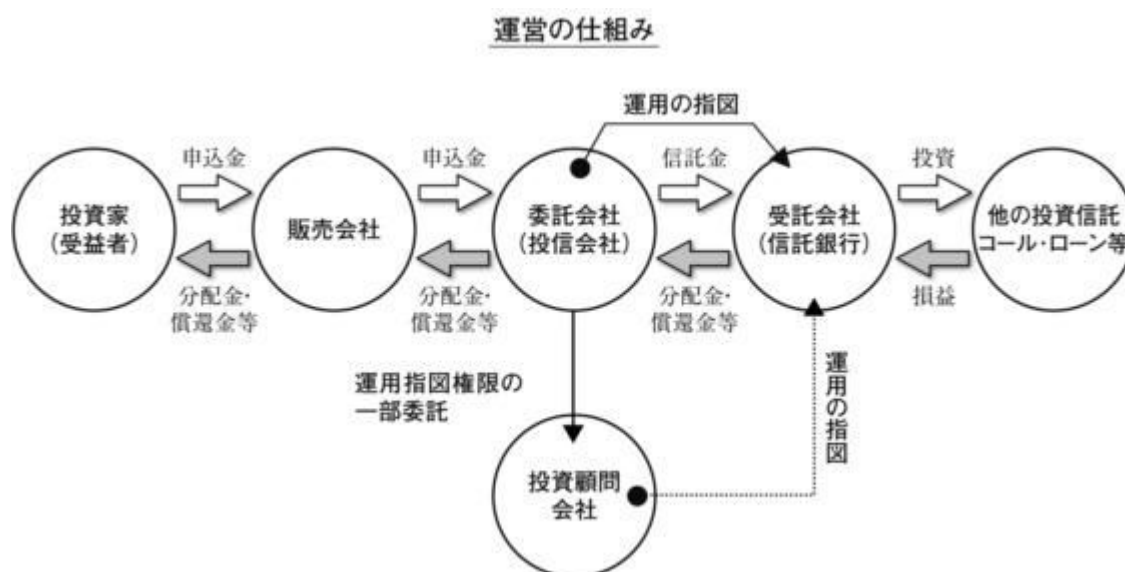
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

（ニ）投資顧問会社（運用の委託先） 「ピムコジャパンリミテッド」

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2022年3月31日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年 2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年 1月 1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年 2月 5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年 1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月 1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年 4月 1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年 4月 1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

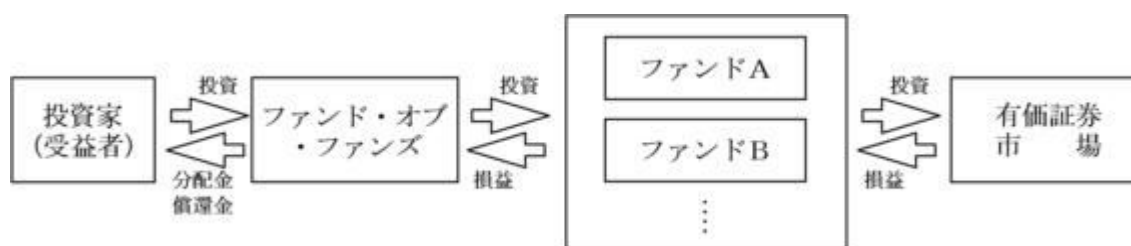
（2022年3月31日現在）

名称	住所	所有 株式数 （株）	比率 （％）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

（１）【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、安定的なインカム収入の確保と値上り益の獲得を目指して運用を行います。

□ 投資態度

- りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

- （イ）主として、「ピムコ・バミューダ・インカムファンドＥ クラスＢ－Ｊ １６１２（ＪＰＹ）」および「マネー・オープン・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、安定的なインカム収入の確保と値上り益の獲得を目指して運用を行います。
- （ロ）「ピムコ・バミューダ・インカムファンドＥ クラスＢ－Ｊ １６１２（ＪＰＹ）」を通じて、投資適格未満の銘柄も含めた世界の幅広い債券等のうち、米ドル建ての債券および債券関連派生商品等に投資します。
- ・ 利回り水準、割安度、発行体の返済能力、期限前償還リスク等を総合的に分析して、比較的高水準かつ安定的な利子収入が期待できると判断される銘柄に投資します。
 - ・ 米国の債券等（国債、政府機関債、投資適格社債、モーゲージ証券、資産担保证券、ハイイールド社債、貸付債権（バンクローン）等）、米国以外の先進国債券、新興国債券および債券関連派生商品等に分散投資します。
 - ・ 米ドル建て債券には、非米ドル建て債券を為替取引により米ドル建てにしたものも含まれます。
 - ・ 市場環境や経済見通しに応じて、上記債券等の種別配分を機動的に変更します。
 - ・ 米ドル以外の通貨の組入比率は、取得時において純資産総額の１０％程度までとします。
 - ・ 原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。
- （ハ）「マネー・オープン・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- （二）原則として、「ピムコ・バミューダ・インカムファンドＥ クラスＢ－Ｊ １６１２（ＪＰＹ）」の投資比率を高位に保ちます。
- （ホ）運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。
- （ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

- （イ）主として、「ピムコ・バミューダ・インカムファンドＥ クラスＢ－Ｊ １６１２（ＵＳＤ）」および「マネー・オープン・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、安定的なインカム収入の確保と値上り益の獲得を目指して運用を行います。
- （ロ）「ピムコ・バミューダ・インカムファンドＥ クラスＢ－Ｊ １６１２（ＵＳＤ）」を通じて、投資適格未満の銘柄も含めた世界の幅広い債券等のうち、米ドル建ての債券および債券関連派生商品等に投資します。
- ・ 利回り水準、割安度、発行体の返済能力、期限前償還リスク等を総合的に分析して、比較的高水準かつ安定的な利子収入が期待できると判断される銘柄に投資します。
 - ・ 米国の債券等（国債、政府機関債、投資適格社債、モーゲージ証券、資産担保证券、ハイイールド社債、貸付債権（バンクローン）等）、米国以外の先進国債券、新興国債券および債券関連派生商品等に分散投資します。
 - ・ 米ドル建て債券には、非米ドル建て債券を為替取引により米ドル建てにしたものも含まれます。
 - ・ 市場環境や経済見通しに応じて、上記債券等の種別配分を機動的に変更します。
 - ・ 米ドル以外の通貨の組入比率は、取得時において純資産総額の１０％程度までとします。
 - ・ 原則として対円での為替ヘッジを行わず、為替差益の獲得を目指します。ただし、円高になった場合には、為替差損が発生します。
- （ハ）「マネー・オープン・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- （二）原則として、「ピムコ・バミューダ・インカムファンドＥ クラスＢ－Ｊ １６１２（ＵＳＤ）」

の投資比率を高位に保ちます。

（ホ）運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。

（ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

米ドル建ての世界の幅広い債券および債券関連派生商品等に投資します。

■米国の債券等（国債、政府機関債、投資適格社債、モーゲージ証券、資産担保证券、ハイイールド社債、貸付債権（バンクローン）等）、米国以外の先進国債券、新興国債券および債券関連派生商品等に分散投資します。なお、投資適格未満の銘柄への投資も含まれます。

■米ドル建て債券には、非米ドル建て債券を為替取引により米ドル建てにしたものも含まれます。

■市場環境や経済見通しに応じて、債券等の種別配分を機動的に変更します。

2

実際の運用は、債券運用において高い専門性を有するPIMCOグループが行います。

■当ファンドの運用指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。

3

信託期間約5年6カ月の単位型投資信託です。

4

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」からお選びいただけます。

■「為替ヘッジあり」は、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。なお、実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

■「為替ヘッジなし」は、原則として対円での為替ヘッジを行わず、為替差益の獲得を目指します。ただし、円高になった場合には、為替差損が発生します。

5

年4回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

■毎年3月、6月、9月、12月の12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。

■分配金額は、委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

The diagram illustrates the investment flow for the Pacific Investment Management Fund (PIF). It is organized into three main columns: **投資対象とする投資信託** (Investment Targets), **投資対象資産** (Investment Targets Assets), and **ファンド** (Fund).

投資対象とする投資信託 (Investment Targets):

- ピムコ・パミュダ・インカムファンド E** (Pimco-Pamud Income Fund E)
 - クラスB-J 1612(JPY)
 - クラスB-J 1612(USD)
 - パミュダ籍 外国投資信託 (円建て)
- ピムコ・パミュダ・インカムファンド (M)** (Pimco-Pamud Income Fund (M))
 - パミュダ籍 外国投資信託 (米ドル建て)
- マネー・オープン・マザーファンド** (Money Open Mother Fund)
 - 国内籍投資信託 (円建て)

投資対象資産 (Investment Targets Assets):

- 世界の債券等 (World Bonds, etc.)
- 円貨建ての短期公社債 および 国内の短期金融商品等 (Short-term Government Bonds denominated in Yen and other short-term financial products in Japan, etc.)

ファンド (Fund):

- リソナ・ストラテジック・インカムファンド 2016-12** (Resona Strategic Income Fund 2016-12)
 - 愛称: ボンドマスター 2016-12 (Nickname: Bond Master 2016-12)
 - 為替ヘッジあり (With Currency Hedge)
 - 為替ヘッジなし (Without Currency Hedge)
 - ＜運用会社＞ 三井住友DSアセットマネジメント (Manager: Sanjimon DS Asset Management)

投資の流れ (Investment Flow):

- 投資家 (投資者) (Investor):** 申込金 (Application Money) is sent to the Fund. The Fund distributes 分配金 解約金 償還金 (Distribution, Redemption, and Redemption Money) back to the Investor.
- 投資 (Investment):** The Fund invests in the Investment Targets (Pimco-Pamud Income Funds and Money Open Mother Fund).
- 利益 (Profit):** The Investment Targets distribute profits back to the Fund.
- 投資 (Investment):** The Investment Targets invest in the Investment Targets Assets (World Bonds, etc. and Yen-denominated Short-term Government Bonds, etc.).
- 利益 (Profit):** The Investment Targets Assets distribute profits back to the Investment Targets.

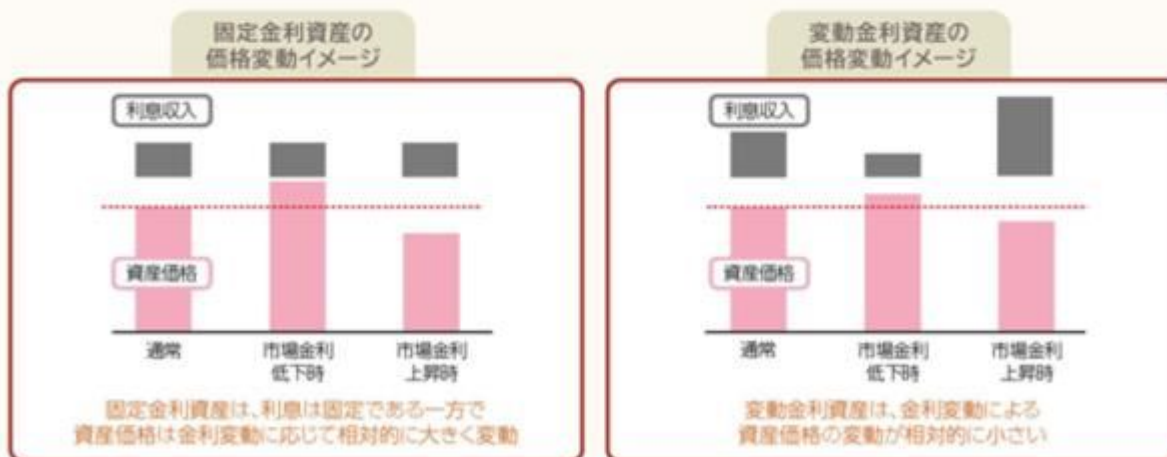
※ファンドの投資対象である「ビムコ・バミューダ・インカムファンドE」から、直接、米ドル建ての債券および債券関連派生商品等への投資と同等の投資効果が得られる債券等に投資することがあります。

投資する債券等の種類と特徴

- 世界の幅広い債券等から、比較的高水準かつ安定的なインカム収入が期待できると判断される銘柄に投資します。
- 単一の投資対象に偏ることなく、多様な投資対象に分散投資します。



- 変動金利資産は、金利変動による資産価格の変動が相対的に小さく、金利上昇に抵抗があります。



※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。また、すべての資産を記載しているものではありません。

為替ヘッジについて～「為替ヘッジあり」の場合

〔対円での為替ヘッジの効果〕



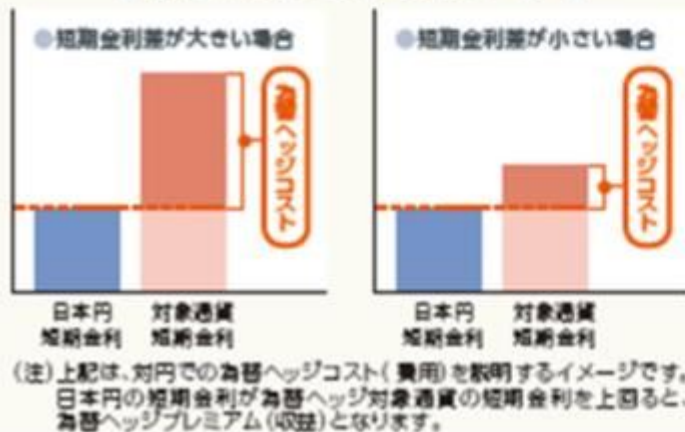
為替ヘッジを行う場合のメリット

- 組入通貨に対し円高となった場合でも、為替差損は発生せず、基準価額へのマイナスは限定的となります。

為替ヘッジを行う場合のデメリット

- 組入通貨に対し円安となった場合でも、為替差益は発生せず、基準価額にプラスなりません。
- 組入通貨と円の短期金利差に相当する為替ヘッジコストがかかります。組入通貨より円の短期金利が高い場合、基準価額にプラスとなります。

〔為替ヘッジコストのイメージ〕



■ 海外証券投資には、為替変動リスクが伴います。

■ 対円での為替ヘッジとは通貨の先渡取引等を利用し、あらかじめ為替変動リスクを低減する手法です。円高による為替差損を低減する目的で行われます。

■ 「為替ヘッジあり」は、実質組入外貨建資産に対し、原則として米ドル売り円買いの為替取引を行うため、為替変動の影響は限定的となると考えられます。ただし、完全には為替変動リスクを回避することはできません。また、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

■ 対円での為替ヘッジには、為替ヘッジコストがかかります。例えば、米ドル売り円買いの為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分が為替ヘッジコスト*となります。米国の金利上昇等により日米の短期金利差が拡大した場合、為替ヘッジコストが増加します。

*通貨の先渡取引等を利用した実際の為替ヘッジコストは、需給要因等により大きく変動することがあります。

「為替ヘッジなし」の場合

〔対円での為替ヘッジの効果〕



為替ヘッジを行わない場合のメリット

- 組入通貨に対し円安となった場合、為替差益が発生し、基準価額にプラスとなります。

為替ヘッジを行わない場合のデメリット

- 組入通貨に対して円高となった場合、為替差損が発生し、基準価額にマイナスとなります。

■ 海外証券投資には、為替変動リスクが伴います。

■ 「為替ヘッジなし」は、対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。

（２）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．約束手形
- ３．金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社（委託会社から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として、「マネー・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．各ファンドにつき、それぞれ次の外国投資信託の受益証券

ａ．りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

バミューダ籍外国投資信託「ピムコ・バミューダ・インカムファンドＥ クラスＢ－Ｊ １６１２（ＪＰＹ）」受益証券

ｂ．りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

バミューダ籍外国投資信託「ピムコ・バミューダ・インカムファンドＥ クラスＢ－Ｊ １６１２（ＵＳＤ）」受益証券

２．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

３．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの

４．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第４号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第１４号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

【参考情報：投資対象とする投資信託の概要】

ピムコ・バミューダ・インカムファンドＥ クラスＢ－Ｊ １６１２（ＪＰＹ）

ピムコ・バミューダ・インカムファンドＥ クラスＢ－Ｊ １６１２（ＵＳＤ）

形態	バミューダ籍外国投資信託（円建て）
主要投資対象	「ピムコ・バミューダ・インカムファンド（Ｍ）」受益証券

運用の基本方針	・「ピムコ・バミューダ・インカムファンド（Ｍ）」受益証券を主要投資対象として、投資適格未満の銘柄も含めた世界の幅広い銘柄の中から、米ドル建ての債券等を中心に投資を行うことで、長期的な信託財産の成長を目指すとともに、利子収入の最大化を目指す運用を行います。 ・クラスＢ－Ｊ 1612（ＪＰＹ）：原則として米ドル売り円買いの為替取引を行います。 ・クラスＢ－Ｊ 1612（ＵＳＤ）：原則として対円での為替ヘッジを行いません。														
主な投資制限	・米ドル建て資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。														
決算日	年１回決算（原則として、毎年10月31日）														
分配方針	年４回（毎年３月、６月、９月、12月）、原則として利子収入および売買益から分配を行う方針です。														
運用報酬	ありません。														
管理およびその他の費用	販売管理報酬 2021年12月28日まで、年0.76％程度[*] 2021年12月29日以降、ありません。 [*]年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。 その他 ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。														
申込手数料	ありません。														
換金手数料	換金約定日に応じて、換金代金に以下の料率を乗じた額です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>換金約定日</th><th>換金手数料率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017年12月28日まで</td><td>3.0％</td></tr> <tr> <td>2017年12月29日から2018年12月28日まで</td><td>2.4％</td></tr> <tr> <td>2018年12月29日から2019年12月28日まで</td><td>1.8％</td></tr> <tr> <td>2019年12月29日から2020年12月28日まで</td><td>1.2％</td></tr> <tr> <td>2020年12月29日から2021年12月28日まで</td><td>0.6％</td></tr> <tr> <td>2021年12月29日以降</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table>	換金約定日	換金手数料率	2017年12月28日まで	3.0％	2017年12月29日から2018年12月28日まで	2.4％	2018年12月29日から2019年12月28日まで	1.8％	2019年12月29日から2020年12月28日まで	1.2％	2020年12月29日から2021年12月28日まで	0.6％	2021年12月29日以降	なし
換金約定日	換金手数料率														
2017年12月28日まで	3.0％														
2017年12月29日から2018年12月28日まで	2.4％														
2018年12月29日から2019年12月28日まで	1.8％														
2019年12月29日から2020年12月28日まで	1.2％														
2020年12月29日から2021年12月28日まで	0.6％														
2021年12月29日以降	なし														
信託財産留保額	ありません。														
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー														
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。														

（ご参考）前記の投資信託が投資対象とするピムコ・バミューダ・インカムファンド（Ｍ）の概要

形態	バミューダ籍外国投資信託（米ドル建て）
----	---------------------

主要投資対象	投資する債券などの種類は以下の通りです。 1．各国政府または政府の部局またはその他の政府系金融機関の発行または保証する債券 2．米国の発行体および米国以外の発行体の社債（新株予約権付社債およびＣＰを含みます。） 3．モーゲージ証券およびアセット・バック証券 4．政府または企業が発行するインフレ連動債券 5．仕組債（ハイブリッド証券やインデックス証券、イベント・リンク債およびローン・パーティシペーションを含みます。） 6．ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7．譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8．現先取引および逆現先取引 9．国際機関の発行する債券 10．米国1933年証券取引法規則144Aに定められている有価証券
運用の基本方針	長期的な信託財産の成長を図りながら、利子収入の最大化を目指す運用を行います。
主な投資制限	・通常、世界の幅広い債券および債券関連派生商品等にファンドの総資産額の65%以上を投資します。 ・ファンド全体のデュレーションは0-8年の範囲内で調整します。 ・ファンドは、その資産のすべてを派生商品への投資として、オプション取引、先物取引、先物オプション取引、クレジット・デフォルト・スワップを含むスワップ取引などにも投資できます。 ・投資適格未満の債券等への投資比率は、ファンドの総資産額の50%以下とします。ただし、モーゲージ証券、資産担保証券についてはこの限りではありません。 ・非米国資産への投資比率には制限を設けません。 ・米ドル以外の通貨の組入比率は、取得時においてファンドの総資産額の10%以下とします。 ・新興国債券への投資比率は、取得時においてファンドの総資産額の20%以下とします。 ・非流動性資産への投資比率は、取得時においてファンドの総資産額の15%以下とします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産価額の10%を超える借入残高が生じる借入れは行わないものとします。 ・派生商品の使用はヘッジ目的に限定しません。
決算日	年1回、原則として、毎年10月31日
分配方針	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行う方針です。
運用報酬	ありません。
その他の費用	ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

マナー・オープン・マザーファンド

主要投資対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
--------	---------------------

運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
主な投資制限	・ 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。
決算日	原則として毎年3月1日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.005%
委託会社	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

（３）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用の主要部分は、委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたビムコジャパンリミテッドが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います（運用状況のモニタリング、運用状況の報告など。また、当ファンドが投資する他の投資信託の運用は、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。）。

委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託契約の継続可否を定期的に判断します。

【参考情報】パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの運用体制

１．運用体制

主にマクロ経済分析に基づくトップ・ダウン戦略を担当するインベストメント・コミッティーと、ハイイールド債、投資適格社債、エマージング債、モーゲージ債などの専門分野を担当し、主に個別銘柄選択などのボトム・アップ戦略を担当するスペシャリストから構成されています。

２．運用哲学

運用においては、デュレーション戦略、イールドカーブ戦略、通貨戦略といったトップ・ダウン戦略と、セクター戦略、銘柄選択等のボトム・アップ戦略を融合させより安定した超過収益の獲得を目指します。

（１）コア・アプローチ

ポートフォリオのトータル・リスクをベンチマーク並みにコントロールしつつ、安定した超過収益の獲得を目指します。

（２）ファンダメンタルズの重視

経済分析をベースとした長期的な価値を追求し、短期のタイミングに依存した運用の回避を目指します。

（３）複数の源泉から付加価値を獲得

「リスク・バジェット」を慎重に管理しつつ、グローバルに付加価値の獲得を目指します。

（４）最先端の定量分析ツール

最先端の定量分析ツールでリスクの測定とモニタリングを行います。

３．運用プロセス

- ・年に１回の長期経済予測会議を開催し、経済および政治の長期的な影響の分析をもとにポートフォリオ全体としてのリスクの方向性を決定します。また、毎年３回（３月、９月、１２月）短期経済予測会議を開催し、主要経済圏の経済成長率、インフレ率、短期的に市場に影響を及ぼすトレンド等を予測します。
- ・ポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの展望と債券市場の各セクターのスペシャリストによるボトム・アップ情報の両方を活用しつつ、国別配分、デュレーション、リスク特性といった投資戦略を策定します。
- ・各運用チームは、投資戦略に基づきモデルポートフォリオを作成し、インベストメント・コミッティーに提示します。そこでは、戦略の一貫性、リスク管理等が議論され、モデルポートフォリオが最終決定されます。個別銘柄選択に関しては、各セクター・スペシャリストによるボトム・アップ戦略とクレジット・アナリストによるリサーチを活用し、割高／割安の分析結果や流動性等を勘案して決定します。
- ・完成したモデル・ポートフォリオを基に、ポートフォリオ・マネージャーが顧客毎のガイドラインに準拠した個別ポートフォリオを構築します。

（４）【分配方針】

年４回（原則として毎年３月、６月、９月、１２月の１２日。ただし、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子、配当等収益のいずれか多い金額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りません。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ニ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の１０％以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ１０％、合計で２０％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ヘ 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （ハ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファン

ドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ロ）派生商品リスク

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）為替変動リスク

「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

「為替ヘッジあり」

投資する外国投資信託において、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。したがって、当該外国投資信託に組み入れられている米ドル建て資産については、為替の変動による影響は限定的と考えられます（ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。）。なお、当該外国投資信託に組み入れられている米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいために想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ヘ）市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ト）換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（チ）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する金額についても課税されます。

□ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

【参考情報】パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーのリスク管理体制

実効性のある管理を行うためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行うことが不可欠であると考えています。すべてのポートフォリオとすべての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することによりシステムの信頼性を保っています。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

無手数料です。

ただし、外国投資信託の報酬代行会社からファンドの販売会社に対して外国投資信託の当初の買付金額に対して3.0%が支払われます。

なお、上記の販売会社に支払われる金額は、ファンドの保有期間中に外国投資信託で発生する販売管理報酬および途中換金時にかかる信託財産留保額をもって、受益者が実質的に負担することとなります。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、解約請求受付日に応じて1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に以下の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

解約請求受付日	信託財産留保額の率
2017年12月28日まで	3.0%
2017年12月29日から2018年12月28日まで	2.4%
2018年12月29日から2019年12月28日まで	1.8%
2019年12月29日から2020年12月28日まで	1.2%
2020年12月29日から2021年12月28日まで	0.6%
2021年12月29日以降	なし

上記の信託財産留保額は、投資対象とする外国投資信託の換金手数料の支払いに充てられます。

繰上償還が決定した場合においても、換金時には信託財産留保額がかかります。ただし外国投資信託を全額売却した後は、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

（３）【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年1.353%（税抜き1.23%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末に当該日の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を、信託財産中から支弁します。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き）>	支払先	料率	役務の内容
		委託会社	年0.90%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
		販売会社	年0.30%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		受託会社	年0.03%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
		上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。委託会社の報酬には、ファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託先への報酬（年0.66%（税抜き0.6%））が含まれております。		
	投資対象とする投資信託	2021年12月28日まで 年0.76%程度* 2021年12月29日以降 なし 上記は販売管理報酬です。		
実質的な負担		2021年12月28日まで ファンドの純資産総額に対して 年2.113%（税抜き1.99%）程度* 2021年12月29日以降 ファンドの純資産総額に対して 年1.353%（税抜き1.23%）程度* 日程が前後する場合があります。		

* 投資対象とする投資信託の信託報酬等は、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0055%（税抜き0.005%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各

計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配時

収益分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

（ロ）一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

ロ 法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成

年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2022年3月末現在の情報をもとに作成しています。ただし、「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、「ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」に関しては当ファンドの設定当初の情報をもとに記載しています。税法の改正等により、変更されることがあります。単位型の投資信託は、基準価額が元本を下回っている場合においても分配金に対して課税されます。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

2022年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	バミューダ	4,702,649,620	98.06
親投資信託受益証券	日本	5,016,919	0.10
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	87,801,163	1.84
合計（純資産総額）		4,795,467,702	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

2022年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	バミューダ	518,850,846	98.12
親投資信託受益証券	日本	548,561	0.10
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	9,370,853	1.78
合計（純資産総額）		528,770,260	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ・バミューダ・インカムファンド E クラス B - J 1612 (J P Y)	545,551	10,000	5,455,510,000	8,620	4,702,649,620	98.06
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	5,027,477	1.0005	5,030,000	0.9979	5,016,919	0.10

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.06
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.17

りそな・ストラテジック・インカムファンド 2016 - 12（為替ヘッジなし）

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ・バミューダ・インカムファンド E クラス B - J 1612 (U S D)	52,083	10,000	520,830,000	9,962	518,850,846	98.12
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	549,716	1.0005	550,000	0.9979	548,561	0.10

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.12
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.23

【投資不動産物件】

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定1期 (2017年 3月13日)	9,705,570,933	9,784,138,962	10,006	10,087
特定2期 (2017年 9月12日)	9,657,504,657	9,799,717,649	10,102	10,250
特定3期 (2018年 3月12日)	9,007,729,615	9,077,059,901	9,887	9,961
特定4期 (2018年 9月12日)	8,390,588,644	8,390,588,644	9,708	9,708
特定5期 (2019年 3月12日)	7,972,769,312	7,972,769,312	9,849	9,849
特定6期 (2019年 9月12日)	7,472,666,946	7,475,804,606	9,985	9,989
特定7期 (2020年 3月12日)	6,755,867,265	6,786,773,653	9,810	9,853
特定8期 (2020年 9月14日)	6,623,835,618	6,644,368,503	10,000	10,031
特定9期 (2021年 3月12日)	6,129,271,010	6,228,990,091	10,150	10,311
特定10期 (2021年 9月13日)	5,714,739,081	5,805,737,268	10,165	10,325
特定11期 (2022年 3月14日)	4,927,959,175	4,946,661,855	9,455	9,489
2021年 3月末日	6,000,014,454	-	10,096	-
4月末日	5,933,303,387	-	10,193	-
5月末日	5,918,222,819	-	10,223	-
6月末日	5,834,257,847	-	10,180	-
7月末日	5,806,376,883	-	10,213	-
8月末日	5,766,994,508	-	10,224	-
9月末日	5,666,650,666	-	10,126	-
10月末日	5,630,752,088	-	10,110	-
11月末日	5,531,033,329	-	10,009	-
12月末日	5,502,789,211	-	10,051	-

2022年 1月末日	5,308,809,287	-	9,928	-
2月末日	5,170,658,322	-	9,796	-
3月末日	4,795,467,702	-	9,523	-

（注）分配付純資産総額（分配付 1 万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1 万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落 1 万口当たりの純資産額）に加算したものです。

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （円）		1 万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定1期（2017年 3月13日）	1,150,406,424	1,150,866,558	10,001	10,005
特定2期（2017年 9月12日）	1,106,067,627	1,106,067,627	9,838	9,838
特定3期（2018年 3月12日）	970,645,853	978,545,021	9,540	9,615
特定4期（2018年 9月12日）	923,637,018	923,637,018	9,858	9,858
特定5期（2019年 3月12日）	835,414,850	844,811,473	10,038	10,148
特定6期（2019年 9月12日）	747,459,811	751,136,548	9,978	10,026
特定7期（2020年 3月12日）	652,030,994	657,634,802	9,612	9,690
特定8期（2020年 9月14日）	665,307,396	667,369,940	10,000	10,031
特定9期（2021年 3月12日）	606,135,517	615,925,056	10,418	10,580
特定10期（2021年 9月13日）	557,837,277	566,499,731	10,604	10,763
特定11期（2022年 3月14日）	511,693,766	519,630,927	10,351	10,509
2021年 3月末日	612,613,624	-	10,530	-
4月末日	594,085,441	-	10,519	-
5月末日	600,497,666	-	10,651	-
6月末日	577,072,668	-	10,665	-
7月末日	559,879,632	-	10,622	-
8月末日	560,966,573	-	10,663	-
9月末日	564,742,762	-	10,755	-
10月末日	560,002,650	-	10,876	-
11月末日	550,727,956	-	10,791	-
12月末日	557,437,313	-	10,922	-
2022年 1月末日	547,862,834	-	10,809	-
2月末日	534,389,449	-	10,697	-
3月末日	528,770,260	-	10,879	-

（注）分配付純資産総額（分配付 1 万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1 万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落 1 万口当たりの純資産額）に加算したものです。

【分配の推移】

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
特定1期	2016年12月29日～2017年 3月13日	81

特定2期	2017年 3月14日～2017年 9月12日	148
特定3期	2017年 9月13日～2018年 3月12日	74
特定4期	2018年 3月13日～2018年 9月12日	0
特定5期	2018年 9月13日～2019年 3月12日	0
特定6期	2019年 3月13日～2019年 9月12日	4
特定7期	2019年 9月13日～2020年 3月12日	43
特定8期	2020年 3月13日～2020年 9月14日	31
特定9期	2020年 9月15日～2021年 3月12日	161
特定10期	2021年 3月13日～2021年 9月13日	160
特定11期	2021年 9月14日～2022年 3月14日	34

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
特定1期	2016年12月29日～2017年 3月13日	4
特定2期	2017年 3月14日～2017年 9月12日	0
特定3期	2017年 9月13日～2018年 3月12日	75
特定4期	2018年 3月13日～2018年 9月12日	0
特定5期	2018年 9月13日～2019年 3月12日	110
特定6期	2019年 3月13日～2019年 9月12日	48
特定7期	2019年 9月13日～2020年 3月12日	78
特定8期	2020年 3月13日～2020年 9月14日	31
特定9期	2020年 9月15日～2021年 3月12日	162
特定10期	2021年 3月13日～2021年 9月13日	159
特定11期	2021年 9月14日～2022年 3月14日	158

【収益率の推移】

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
特定1期	0.9
特定2期	2.4
特定3期	1.4
特定4期	1.8
特定5期	1.5
特定6期	1.4
特定7期	1.3
特定8期	2.3
特定9期	3.1
特定10期	1.7
特定11期	6.7

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
特定1期	0.1
特定2期	1.6
特定3期	2.3
特定4期	3.3
特定5期	2.9
特定6期	0.1
特定7期	2.9
特定8期	4.4
特定9期	5.8
特定10期	3.3
特定11期	0.9

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定1期	9,724,790,653	25,033,899
特定2期	0	139,366,117
特定3期	0	449,733,013
特定4期	0	468,134,291
特定5期	0	547,454,008
特定6期	0	611,408,659
特定7期	0	596,729,181
特定8期	0	263,420,061
特定9期	0	584,635,596
特定10期	0	416,737,455
特定11期	0	410,374,795

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定1期	1,151,352,000	1,015,000
特定2期	0	26,000,000
特定3期	0	106,835,483
特定4期	0	80,591,121
特定5期	0	104,664,517
特定6期	0	83,158,879
特定7期	0	70,750,000
特定8期	0	13,000,000

特定9期	0	83,538,761
特定10期	0	55,721,239
特定11期	0	31,750,000

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

マネー・オープン・マザーファンド

2022年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
特殊債券	日本	45,186,131	82.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	9,903,416	17.98
合計（純資産総額）		55,089,547	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

マネー・オープン・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2022年3月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	特殊 債券	40政保地方公共団	12,000,000	100.45	12,054,564	100.39	12,046,500	0.819	2022/09/16	21.87
日本	特殊 債券	163政保道路機構	12,000,000	100.23	12,027,132	100.16	12,018,864	0.901	2022/05/31	21.82
日本	特殊 債券	180政保道路機構	11,000,000	100.61	11,067,518	100.55	11,060,907	0.734	2022/12/28	20.08
日本	特殊 債券	189政保道路機構	10,000,000	100.65	10,064,800	100.60	10,059,860	0.541	2023/04/28	18.26

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2022年3月31日現在

種類	投資比率（%）
特殊債券	82.02
合 計	82.02

投資不動産物件

マネー・オープン・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

マネー・オープン・マザーファンド

該当事項はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

2016年11月21日から2016年12月28日までの募集期間中において、販売会社によって当ファンドの募集の取扱いが行われました。その概要は以下の通りです。

・ 申込価額	1口当たり1円
・ 申込手数料	無手数料です。
・ 申込単位	お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。
・ 申込取扱場所	販売会社

２【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨークの取引所の休業日に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日に応じて解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に以下の率を乗じて得た信託財産留保額を差し引いた価額となります。

解約請求受付日	信託財産留保額の率
2017年12月28日まで	3.0%
2017年12月29日から2018年12月28日まで	2.4%
2018年12月29日から2019年12月28日まで	1.8%
2019年12月29日から2020年12月28日まで	1.2%
2020年12月29日から2021年12月28日まで	0.6%
2021年12月29日以降	なし

上記の信託財産留保額は、投資対象とする外国投資信託の換金手数料の支払いに充てられます。

繰上償還が決定した場合においても、換金時には信託財産留保額がかかります。ただし外国投資信託を全額売却した後は、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2016年12月29日から2022年6月13日まで、もしくは下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年３月13日から６月12日まで、６月13日から９月12日まで、９月13日から12月12日まで、および12月13日から翌年３月12日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

a．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドにつき残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなったと

きは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使うことができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記b～eまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～eまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（二）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社

と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- （ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- （ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- （ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- （ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 投資顧問会社（運用の委託先）との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）は、当事者のいずれからでも何らの意思表示もない場合は、自動的に更新されます。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社と投資顧問会社との合意により変更されることがあります。

ト 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

チ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

リ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として3月、9月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを

記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

- １．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- ２．当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- ３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定11期（2021年9月14日から2022年3月14日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【リソナ・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定10期 （2021年 9月13日現在）	特定11期 （2022年 3月14日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	18,239,731
コール・ローン	177,429,979	161,285,183
投資信託受益証券	5,598,777,195	4,775,351,280
親投資信託受益証券	5,018,427	5,017,422
流動資産合計	5,781,225,601	4,959,893,616
資産合計	5,781,225,601	4,959,893,616
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	45,539,320	-
未払解約金	1,527,300	14,394,399
未払受託者報酬	471,635	426,008
未払委託者報酬	18,864,628	17,038,970
未払利息	500	-
その他未払費用	83,137	75,064
流動負債合計	66,486,520	31,934,441
負債合計	66,486,520	31,934,441
純資産の部		
元本等		
元本	5,622,138,373	5,211,763,578
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	92,600,708	283,804,403
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	5,714,739,081	4,927,959,175
純資産合計	5,714,739,081	4,927,959,175
負債純資産合計	5,781,225,601	4,959,893,616

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定10期 自 2021年 3月13日 至 2021年 9月13日	特定11期 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月14日
営業収益		
受取配当金	133,516,130	126,174,070
受取利息	-	1,270
有価証券売買等損益	4,882,010	449,816,790
営業収益合計	138,398,140	323,641,450
営業費用		
支払利息	51,452	29,685
受託者報酬	984,004	899,730
委託者報酬	39,360,204	35,989,163
その他費用	171,055	166,079
営業費用合計	40,566,715	37,084,657
営業利益又は営業損失（ ）	97,831,425	360,726,107
経常利益又は経常損失（ ）	97,831,425	360,726,107
当期純利益又は当期純損失（ ）	97,831,425	360,726,107
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	90,395,182	92,600,708
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,023,676
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,023,676
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,627,712	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,627,712	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	90,998,187	18,702,680
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	92,600,708	283,804,403

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	特定11期 自 2021年9月14日 至 2022年3月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当特定期間は前期末および当期末が休日のため、2021年9月14日から2022年3月14日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	特定10期 (2021年9月13日現在)	特定11期 (2022年3月14日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	5,622,138,373口	5,211,763,578口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 —	元本の欠損 283,804,403円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0165円 (1万口当たりの純資産額10,165円)	1口当たり純資産額 0.9455円 (1万口当たりの純資産額9,455円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	特定10期 自 2021年3月13日 至 2021年9月13日	特定11期 自 2021年9月14日 至 2022年3月14日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 19,672,537円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 17,980,285円
2. 分配金の計算過程	(自2021年3月13日至2021年6月14日) 第18計算期間末における費用控除後の配当等収益が45,901,164円、純資産額の元本超過額155,117,505円のうち、多い金額である155,117,505円（1万口当たり269.57円）を分配対象収益として、うち45,458,867円（1万口当たり79円）を分配金額としております。	(自2021年9月14日至2021年12月13日) 第20計算期間末における費用控除後の配当等収益が45,010,320円、純資産額の元本超過額18,966,864円のうち、多い金額である45,010,320円（1万口当たり81.83円）を分配対象収益として、うち18,702,680円（1万口当たり34円）を分配金額としております。
	(自2021年6月15日至2021年9月13日) 第19計算期間末における費用控除後の配当等収益が45,870,031円、純資産額の元本超過額138,140,028円のうち、多い金額である138,140,028円（1万口当たり245.71円）を分配対象収益として、うち45,539,320円（1万口当たり81円）を分配金額としております。	(自2021年12月14日至2022年3月14日) 第21計算期間末における費用控除後の配当等収益が42,484,171円、純資産額の元本超過額0円のうち、多い金額である42,484,171円（1万口当たり81.52円）が分配対象収益であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	特定11期 自 2021年9月14日 至 2022年3月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

	(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定11期 （2022年3月14日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定10期（自 2021年3月13日 至 2021年9月13日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,007,010円
親投資信託受益証券	1,006円
合計	7,008,016円

特定11期（自 2021年9月14日 至 2022年3月14日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	303,745,281円
親投資信託受益証券	1,005円
合計	303,746,286円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定11期 自 2021年9月14日 至 2022年3月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定10期 (2021年9月13日現在)	特定11期 (2022年3月14日現在)
設定年月日	2016年12月29日	2016年12月29日
設定元本額	9,724,790,653円	9,724,790,653円
期首元本額	6,038,875,828円	5,622,138,373円
元本残存率	57.8%	53.5%

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	ピムコ・バミューダ・インカム ファンドE クラスB-J 1612 (J P Y)	558,390	4,775,351,280	
	投資信託受益証券 小計		4,775,351,280	
親投資信託 受益証券	マネー・オープン・マザーファ ンド	5,027,477	5,017,422	
	親投資信託受益証券 小計		5,017,422	
合 計			4,780,368,702	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【リソナ・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定10期 （2021年 9月13日現在）	特定11期 （2022年 3月14日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	1,681,624
コール・ローン	16,971,400	14,869,793
投資信託受益証券	546,424,445	500,299,347
親投資信託受益証券	548,726	548,616
流動資産合計	563,944,571	517,399,380
資産合計	563,944,571	517,399,380
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,208,616	3,905,183
未払受託者報酬	46,112	43,727
未払委託者報酬	1,844,421	1,749,054
未払利息	47	-
その他未払費用	8,098	7,650
流動負債合計	6,107,294	5,705,614
負債合計	6,107,294	5,705,614
純資産の部		
元本等		
元本	526,077,000	494,327,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,760,277	17,366,766
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	557,837,277	511,693,766
純資産合計	557,837,277	511,693,766
負債純資産合計	563,944,571	517,399,380

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定10期 自 2021年 3月13日 至 2021年 9月13日	特定11期 自 2021年 9月14日 至 2022年 3月14日
営業収益		
受取配当金	12,836,230	11,858,000
受取利息	-	109
有価証券売買等損益	10,331,763	12,321,226
営業収益合計	23,167,993	463,117
営業費用		
支払利息	5,043	2,833
受託者報酬	97,640	90,850
委託者報酬	3,905,583	3,634,102
その他費用	16,871	16,563
営業費用合計	4,025,137	3,744,348
営業利益又は営業損失（ ）	19,142,856	4,207,465
経常利益又は経常損失（ ）	19,142,856	4,207,465
当期純利益又は当期純損失（ ）	19,142,856	4,207,465
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	24,337,278	31,760,277
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,057,403	2,248,885
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,057,403	2,248,885
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	8,662,454	7,937,161
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,760,277	17,366,766

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	特定11期 自 2021年9月14日 至 2022年3月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当特定期間は前期末および当期末が休日のため、2021年9月14日から2022年3月14日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	特定10期 (2021年9月13日現在)	特定11期 (2022年3月14日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	526,077,000口	494,327,000口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0604円 (1万口当たりの純資産額10,604円)	1口当たり純資産額 1.0351円 (1万口当たりの純資産額10,351円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	特定10期 自 2021年3月13日 至 2021年9月13日	特定11期 自 2021年9月14日 至 2022年3月14日
-----	---------------------------------------	---------------------------------------

1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 1,951,851円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 1,816,142円
2. 分配金の計算過程	(自2021年3月13日至2021年6月14日) 第18計算期間末における費用控除後の配当等収益が4,486,145円、純資産額の元本超過額38,520,577円のうち、多い金額である38,520,577円（1万口当たり683.26円）を分配対象収益として、うち4,453,838円（1万口当たり79円）を分配金額としております。	(自2021年9月14日至2021年12月13日) 第20計算期間末における費用控除後の配当等収益が4,064,310円、純資産額の元本超過額41,012,777円のうち、多い金額である41,012,777円（1万口当たり803.58円）を分配対象収益として、うち4,031,978円（1万口当たり79円）を分配金額としております。
	(自2021年6月15日至2021年9月13日) 第19計算期間末における費用控除後の配当等収益が4,243,007円、純資産額の元本超過額35,968,893円のうち、多い金額である35,968,893円（1万口当たり683.72円）を分配対象収益として、うち4,208,616円（1万口当たり80円）を分配金額としております。	(自2021年12月14日至2022年3月14日) 第21計算期間末における費用控除後の配当等収益が3,926,262円、純資産額の元本超過額21,271,949円のうち、多い金額である21,271,949円（1万口当たり430.32円）を分配対象収益として、うち3,905,183円（1万口当たり79円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項 目	特定11期 自 2021年9月14日 至 2022年3月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定11期 (2022年3月14日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定10期（自 2021年3月13日 至 2021年9月13日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,085,955円
親投資信託受益証券	110円
合計	1,085,845円

特定11期（自 2021年9月14日 至 2022年3月14日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	18,235,053円
親投資信託受益証券	110円
合計	18,235,163円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定11期 自 2021年9月14日 至 2022年3月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定10期 (2021年9月13日現在)	特定11期 (2022年3月14日現在)
設定年月日	2016年12月29日	2016年12月29日
設定元本額	1,151,352,000円	1,151,352,000円
期首元本額	581,798,239円	526,077,000円
元本残存率	45.6%	42.9%

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
-----	-----	------	-----	----

投資信託受益証券	ピムコ・バミューダ・インカムファンドＥクラスＢ－Ｊ １６１２（ＵＳＤ）	52,869	500,299,347	
	投資信託受益証券 小計		500,299,347	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	549,716	548,616	
	親投資信託受益証券 小計		548,616	
合 計			500,847,963	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）」および「りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）」は、「マネー・オープン・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

マネー・オープン・マザーファンド

(１) 貸借対照表

(単位：円)

	(2021年9月13日現在)	(2022年3月14日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	799,081
コール・ローン	14,215,958	7,065,885
特殊債券	49,276,950	47,143,165
未収利息	56,969	87,421
前払費用	42,004	-
流動資産合計	63,591,881	55,095,552
資産合計	63,591,881	55,095,552
負債の部		
流動負債		
未払利息	40	-
その他未払費用	407	242
流動負債合計	447	242
負債合計	447	242
純資産の部		
元本等		
元本	63,703,530	55,207,839
剰余金		
剰余金又は欠損金 ()	112,096	112,529
元本等合計	63,591,434	55,095,310
純資産合計	63,591,434	55,095,310
負債純資産合計	63,591,881	55,095,552

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2021年9月14日 至 2022年3月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（ 2021年9月13日現在 ）	（ 2022年3月14日現在 ）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	63,703,530口	55,207,839口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 112,096円	元本の欠損 112,529円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9982円 （ 1万口当たりの純資産額9,982円 ）	1口当たり純資産額 0.9980円 （ 1万口当たりの純資産額9,980円 ）

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2021年9月14日 至 2022年3月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。

２． 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	（ 2022年3月14日現在 ）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年9月14日 至 2022年3月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（ 2021年9月13日現在 ）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	72,873,889円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	9,170,359円
2021年9月13日現在の元本の内訳	
メキシコ債券ファンド（毎月分配型）	9,994,004円
メキシコ債券ファンド（資産成長型）	4,997,002円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ラグジュアリーファンド	29,982,011円
S M B C ・日興資産成長ナビゲーション	2,798,587円
ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（為替ヘッジなし）	1,589,191円
ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（限定為替ヘッジ）	269,851円
りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-05（為替ヘッジあり）	1,759,104円
りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-05（為替ヘッジなし）	529,719円
りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-09（為替ヘッジあり）	5,797,087円
りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-09（為替ヘッジなし）	409,781円
りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-12（為替ヘッジあり）	5,027,477円
りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-12（為替ヘッジなし）	549,716円
合 計	63,703,530円

(2022年3月14日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	63,703,530円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	8,495,691円
2022年3月14日現在の元本の内訳	
メキシコ債券ファンド（毎月分配型）	9,994,004円
メキシコ債券ファンド（資産成長型）	4,997,002円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ラグジュアリーファンド	29,982,011円
S M B C ・日興資産成長ナビゲーション	2,798,587円
ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（為替ヘッジなし）	1,589,191円
ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（限定為替ヘッジ）	269,851円
りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）	5,027,477円
りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）	549,716円
合 計	55,207,839円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	1 5 9 政保道路機構	12,000,000	12,001,368	
	1 6 3 政保道路機構	12,000,000	12,023,232	
	1 8 0 政保道路機構	11,000,000	11,066,341	
	4 0 政保地方公共団	12,000,000	12,052,224	
	特殊債券 小計		47,143,165	
合 計			47,143,165	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジあり）

2022年3月31日現在

資産総額	4,839,591,953円
負債総額	44,124,251円
純資産総額（－）	4,795,467,702円
発行済口数	5,035,858,059口
１口当たり純資産額（／） （１万口当たり純資産額）	0.9523円 (9,523円)

りそな・ストラテジック・インカムファンド２０１６－１２（為替ヘッジなし）

2022年3月31日現在

資産総額	529,098,392円
負債総額	328,132円
純資産総額（－）	528,770,260円
発行済口数	486,047,000口
１口当たり純資産額（／） （１万口当たり純資産額）	1.0879円 (10,879円)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記

載または記録が行われるよう通知するものとします。

- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ヘ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2022年3月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近５年間ににおける資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

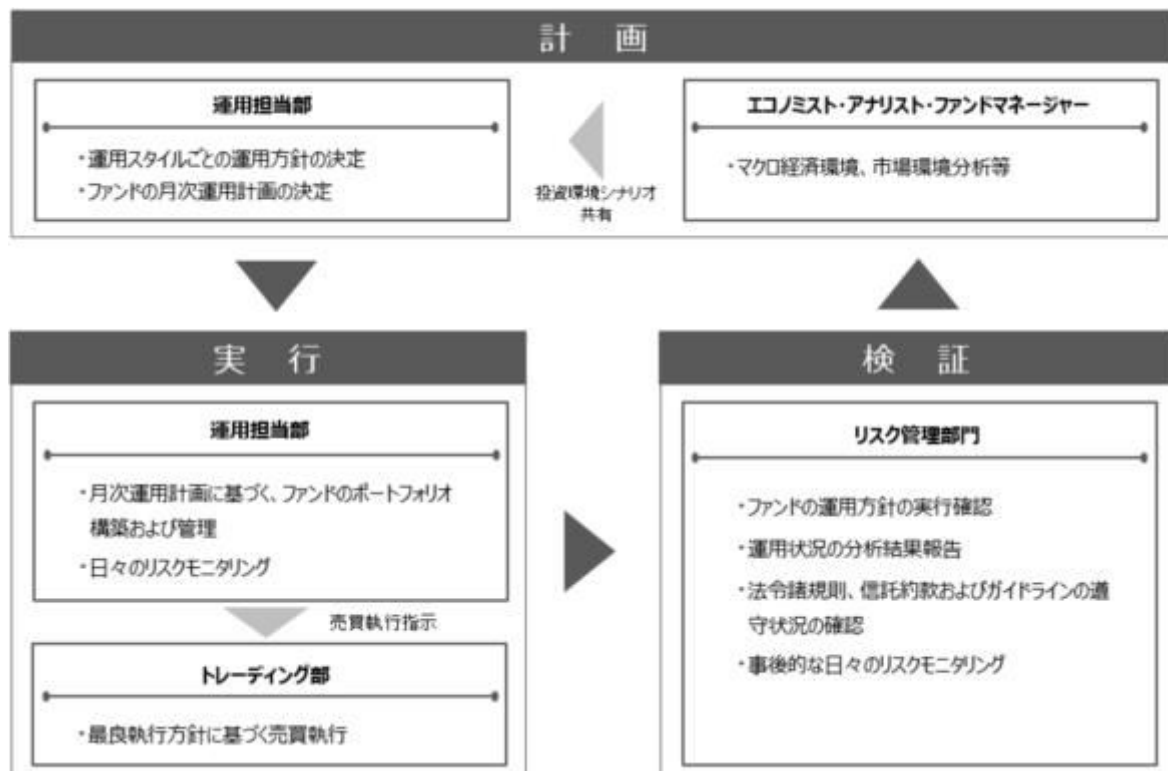
取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2022年3月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	718	9,508,835
単位型株式投資信託	100	510,688
追加型公社債投資信託	1	26,282
単位型公社債投資信託	188	377,967
合 計	1,007	10,423,774

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 当社は、第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第37期中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,264,545	33,048,142
顧客分別金信託	300,021	300,036
前払費用	515,226	449,748
未収入金	602,605	132,419
未収委託者報酬	8,404,880	9,936,096
未収運用受託報酬	2,199,785	2,247,156
未収投資助言報酬	299,826	398,108
未収収益	37,702	39,975

その他の流動資産	40,119	6,981
流動資産合計	45,664,712	46,558,665
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	101,609	1,509,450
器具備品	783,224	870,855
土地	710	710
リース資産	968	13,483
建設仮勘定	66,498	-
有形固定資産合計	953,010	2,394,500
無形固定資産		
ソフトウェア	909,133	1,347,889
ソフトウェア仮勘定	508,733	1,029,033
のれん	34,397,824	3,654,491
顧客関連資産	17,785,166	15,671,890
電話加入権	12,739	12,727
商標権	54	48
無形固定資産合計	53,613,651	21,716,080
投資その他の資産		
投資有価証券	19,436,480	22,866,282
関係会社株式	11,246,398	11,246,398
長期差入保証金	2,523,637	1,409,091
長期前払費用	113,852	116,117
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	33,390,098	35,707,619
固定資産合計	87,956,760	59,818,200
資産合計	133,621,473	106,376,866

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,064	5,153
顧客からの預り金	14,285	20,077
その他の預り金	146,200	169,380
未払金		
未払収益分配金	1,629	1,646
未払償還金	131,338	43,523
未払手数料	3,776,873	4,480,697
その他未払金	502,211	270,290
未払費用	3,935,582	5,940,121
未払消費税等	305,513	235,647
未払法人税等	489,151	762,648
賞与引当金	1,716,321	1,516,622
その他の流動負債	30,951	9,710
流動負債合計	11,051,125	13,455,519
固定負債		
リース債務	-	9,678
繰延税金負債	2,963,538	2,566,958
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448
賞与引当金	14,767	-
その他の固定負債	172,918	40,950
固定負債合計	8,451,038	7,876,035

負債合計	19,502,164	21,331,554
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	81,927,000
資本剰余金合計	90,555,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	19,364,265	10,281,242
利益剰余金合計	21,185,470	8,460,037
株主資本計	113,741,454	84,095,946
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	377,855	949,365
評価・換算差額等合計	377,855	949,365
純資産合計	114,119,309	85,045,311
負債・純資産合計	133,621,473	106,376,866

（２）【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	54,615,133	50,610,457
運用受託報酬	9,389,058	9,450,169
投資助言報酬	1,303,595	1,270,584
その他営業収益		
サービス支援手数料	181,061	200,807
その他	32,421	32,820
営業収益計	65,521,269	61,564,839
営業費用		
支払手数料	24,888,040	22,784,919
広告宣伝費	447,024	365,317
調査費		
調査費	3,214,679	3,061,987
委託調査費	7,702,309	7,810,157
営業雑経費		
通信費	70,007	95,163
印刷費	612,249	554,920
協会費	45,117	40,044
諸会費	32,199	29,473
情報機器関連費	4,349,174	4,562,612
販売促進費	68,688	23,614
その他	154,201	163,332
営業費用合計	41,583,691	39,491,542
一般管理費		
給料		

役員報酬	264,325	277,027
給料・手当	9,789,691	9,280,730
賞与	914,702	950,630
賞与引当金繰入額	1,726,013	1,501,855
交際費	30,898	11,815
寄付金	2,022	949
事務委託費	956,931	844,255
旅費交通費	249,359	21,023
租税公課	389,032	389,819
不動産賃借料	1,121,553	1,639,529
退職給付費用	797,158	790,144
固定資産減価償却費	3,044,658	3,040,894
のれん償却費	2,645,986	2,645,986
諸経費	482,324	608,206
一般管理費合計	22,414,658	22,002,869
営業利益	1,522,919	70,426

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	778,113	13,164
受取利息	947	2,736
時効成立分配金・償還金	1,041	88,335
原稿・講演料	2,061	2,603
投資有価証券償還益	6,398	57,388
投資有価証券売却益	24,206	162,941
雑収入	53,484	72,933
営業外収益合計	866,254	400,104
営業外費用		
為替差損	72,457	766
投資有価証券償還損	129,006	11,762
投資有価証券売却損	12,906	34,473
雑損失	8,334	1,240
営業外費用合計	222,704	48,243
経常利益	2,166,469	422,288
特別損失		
固定資産除却損	1 110,668	54,493
減損損失	2 46,417	28,097,346
合併関連費用	42,800	-
早期退職費用	3 -	216,200
本社移転費用	4 133,168	127,044
その他特別損失	-	5,460
特別損失合計	333,054	28,500,544
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	1,833,414	28,078,256
法人税、住民税及び事業税	1,874,278	1,549,173
法人税等調整額	619,676	693,192
法人税等合計	1,254,602	855,980

当期純利益又は
当期純損失（ ）

578,811

28,934,237

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
						配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			216,206	216,206	216,206
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

当事業年度（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
						配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当				-				711,271
当期純損失（ ）				-				28,934,237

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）				-				
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	711,271	711,271		-	711,271
当期純損失（　）	28,934,237	28,934,237		-	28,934,237
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	29,645,508	29,645,508	571,510	571,510	29,073,997
当期末残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

[注記事項]

(重要な会計方針)

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当社は「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 2019年7月4日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	466,875千円	102,329千円
器具備品	1,225,261千円	1,153,649千円
リース資産	1,452千円	2,830千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	132,559千円	93,374千円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	879千円	18,278千円
器具備品	119千円	28,604千円
リース資産	5,377千円	- 千円
ソフトウェア	1,596千円	7,610千円
ソフトウェア仮勘定	102,695千円	- 千円

2 減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

当事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
-	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

4 本社移転費用

前事業年度の本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分（2020年7月13日から2020年9月30日まで）の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

当事業年度の本社移転費用は、本社移転に伴うものであり、主に設備撤去費用、引越費用などであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1.発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------------	-----	-------

2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日
----------------------	------	---------	-------	----------------	----------------

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年以内	1,618,641	1,194,699
1年超	5,844,934	3,497,258
合計	7,463,576	4,691,958

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（2020年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
----	----------	----	----

(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券 其他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	-
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	-
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	-
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	-
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	-
(6)投資有価証券 其他有価証券	22,826,472	22,826,472	-
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	-
資産計	70,165,105	70,165,105	-
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	-
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	-
負債計	4,500,774	4,500,774	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
其他有価証券 非上場株式	45,369	39,809
合計	45,369	39,809
子会社株式 非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

其他有価証券については、市場価格がないため、「(6) 其他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6) 其他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,048,142	-	-	-
顧客分別金信託	300,036	-	-	-
未収委託者報酬	9,936,096	-	-	-
未収運用受託報酬	2,247,156	-	-	-
未収投資助言報酬	398,108	-	-	-
長期差入保証金	42,007	1,367,084	-	-
合計	45,971,548	1,367,084	-	-

（有価証券関係）

1. 子会社株式

前事業年度（2020年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2021年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 45,369千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	14,397,606	16,097,433	1,699,827
小計	14,397,606	16,097,433	1,699,827
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,994,762	6,729,039	265,723
小計	6,994,762	6,729,039	265,723
合計	21,392,369	22,826,472	1,434,103

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

当事業年度(自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
退職給付債務の期首残高	3,418,601	5,299,814
勤務費用	523,396	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	195	67,476
退職給付の支払額	349,050	585,151
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による発生額	1,707,062	-
退職給付債務の期末残高	5,299,814	5,258,448

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,299,814	5,258,448
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
勤務費用	492,511	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	195	67,476
その他	304,842	246,359
確定給付制度に係る退職給付費用	797,158	790,144

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
割引率	0.000%	0.020%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度248,932千円、当事業年度239,162千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
(単位：千円)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,622,803	1,610,136
賞与引当金	530,059	464,389
調査費	178,573	247,208
未払金	162,557	206,090
未払事業税	46,423	66,891
ソフトウェア償却	91,937	90,431
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	150,771	131,391
その他	88,250	35,930
繰延税金資産小計	2,986,254	2,967,346
評価性引当額（注）	193,485	218,966
繰延税金資産合計	2,792,768	2,748,380
繰延税金負債		
無形固定資産	5,445,817	4,798,732
その他有価証券評価差額金	310,488	516,605
繰延税金負債合計	5,756,306	5,315,338
繰延税金資産（負債）の純額	2,963,538	2,566,958

（注）評価性引当額が25,480千円増加しております。この増加の内容は、主としてその他有価証券評価差額金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	税引前当期純損失のため 記載を省略してあります。
（調整）		
評価性引当額の増減	3.5	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	13.9	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3	
住民税均等割等	0.5	
所得税額控除による税額控除	0.5	
のれん償却費	44.1	
その他	3.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.4	

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度(自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)

１．関連当事者との取引

（１）兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払 手数料	644,246
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券㈱	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払 手数料	890,935

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)

１．関連当事者との取引

（１）兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,728,851	未払 手数料	863,159
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券㈱	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,578,226	未払 手数料	1,070,559

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
１株当たり純資産額	3,369.33円	2,510.93円
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（ ）	17.09円	854.27円

（注）１．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
１株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	578,811	28,934,237
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失（ ）（千円）	578,811	28,934,237
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

第37期中間会計期間 (2021年 9 月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		38,529,337
顧客分別金信託		300,038
前払費用		518,490
未収委託者報酬		10,909,133
未収運用受託報酬		2,723,571
未収投資助言報酬		399,072
未収収益		39,947
その他		224,189
流動資産合計		53,643,782
固定資産		
有形固定資産	1	2,218,463
無形固定資産		
のれん		3,502,221
顧客関連資産		14,615,253
その他		2,778,211
無形固定資産合計		20,895,685
投資その他の資産		
投資有価証券		22,000,657
関係会社株式		11,246,398
その他		1,595,579
貸倒引当金		20,750
投資その他の資産合計		34,821,886
固定資産合計		57,936,035
資産合計		111,579,818
負債の部		
流動負債		
リース債務		3,567
顧客からの預り金		12,736
その他の預り金		100,610
未払金		5,104,509
未払費用		7,204,066
未払法人税等		1,493,440
前受収益		32,829
賞与引当金		1,725,017

その他	2	695,069
流動負債合計		16,371,848
固定負債		
リース債務		6,309
繰延税金負債		2,389,323
退職給付引当金		5,414,560
その他		40,950
固定負債合計		7,851,143
負債合計		24,222,992
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,761,706
利益剰余金合計		2,045,951
株主資本合計		86,141,897
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,214,928
評価・換算差額等合計		1,214,928
純資産合計		87,356,826
負債純資産合計		111,579,818

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		32,740,035
運用受託報酬		4,392,826
投資助言報酬		633,982
その他の営業収益		117,708
営業収益計		37,884,552
営業費用		25,219,811
一般管理費	1	9,605,282
営業利益		3,059,458
営業外収益	2	198,028
営業外費用	3	26,126
経常利益		3,231,360
特別損失	4	146,753
税引前中間純利益		3,084,607
法人税、住民税及び事業税		1,373,478
法人税等調整額		334,822
法人税等合計		1,038,655
中間純利益		2,045,951

(3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242
当中間期変動額								
欠損填補			8,460,037	8,460,037				8,460,037
中間純利益								2,045,951
任意積立金の取崩						60,000	1,476,959	1,536,959
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	8,460,037	8,460,037	-	60,000	1,476,959	12,042,949
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	-	-	1,761,706

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当中間期変動額					
欠損填補	8,460,037	-			-
中間純利益	2,045,951	2,045,951			2,045,951
任意積立金の取崩					
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			265,562	265,562	265,562
当中間期変動額合計	10,505,989	2,045,951	265,562	265,562	2,311,514
当中間期末残高	2,045,951	86,141,897	1,214,928	1,214,928	87,356,826

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

「収益認識会計基準」等を当中間会計期間の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準等の適用が中間財務諸表に及ぼす影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

第37期中間会計期間 (2021年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	1,320,556千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	当座借越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 差引額 10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額73,437千円の支払保証を行っております。	

（中間損益計算書関係）

第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1.一般管理費のうち主要なもの	のれん償却費 152,270千円 減価償却実施額 有形固定資産 191,604千円 無形固定資産 1,304,363千円
2.営業外収益のうち主要なもの	為替差益 6,622千円 受取配当金 4,755千円 投資有価証券償還益 90,952千円 投資有価証券売却益 48,142千円
3.営業外費用のうち主要なもの	投資有価証券償還損 15,001千円 投資有価証券売却損 8,258千円
4.特別損失のうち主要なもの	システム統合関連費用 145,261千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

（リース取引関係）

第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1.オペレーティング・リース取引 (借主側)	未経過リース料（解約不能のもの） 1年以内 1,179,776千円 1年超 2,903,862千円 合 計 4,083,639千円

（金融商品関係）

1.金融商品の時価等に関する事項

第37期中間会計期間（2021年9月30日）

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	38,529,337	38,529,337	-
(2)顧客分別金信託	300,038	300,038	-
(3)未収委託者報酬	10,909,133	10,909,133	-
(4)未収運用受託報酬	2,723,571	2,723,571	-
(5)未収投資助言報酬	399,072	399,072	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	21,960,848	21,960,848	-
(7)投資その他の資産 長期差入保証金	1,408,170	1,408,170	-
資産計	76,230,173	76,230,173	-
(1)顧客からの預り金	12,736	12,736	-
(2)未払金 未払手数料	4,996,181	4,996,181	-
負債計	5,008,917	5,008,917	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）顧客分別金信託、（３）未収委託者報酬、（４）未収運用受託報酬、及び（５）未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（６）投資有価証券

 その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（７）投資その他の資産

 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

（１）顧客からの預り金、及び（２）未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	39,809
合計	39,809
子会社株式 非上場株式	11,246,398
合計	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「（６）その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって中間貸借対照表計上額としている「（６）その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（2021年9月30日）

１．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	16,269,607	14,102,355	2,167,252
小計	16,269,607	14,102,355	2,167,252
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,691,240	6,001,639	310,398
小計	5,691,240	6,001,639	310,398
合計	21,960,848	20,103,994	1,856,853

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額 39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第37期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第37期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	32,740,035	4,392,826	633,982	117,708	37,884,552

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,579円18銭
1株当たり中間純利益	60円41銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併（2019年4月1日付）に伴って発生したのれんについて、2021年3月期決算において28,097,346千円の減損損失を計上しました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ) 名称 株式会社りそな銀行

(ロ) 資本金の額 279,928百万円（2021年3月末現在）

- （ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2021年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

□ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2021年3月末現在	事業の内容
株式会社埼玉りそな銀行	70,000	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

- （イ）名称 ピムコジャパンリミテッド
- （ロ）資本金の額 13,412千米ドル（2021年9月末現在）
- （ハ）事業の内容 金融商品取引法に基づき投資運用業等を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

□ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

（持株比率5%以上を記載しています。）
該当ありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年 9月24日	臨時報告書
2021年12月 9日	有価証券報告書
2021年12月24日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2021年 6 月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 羽 太 典 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 菅 野 雅 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐 藤 栄 裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財

務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅 野 雅 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松 井 貴 志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・ストラテジック・インカムファンド2016-12（為替ヘッジあり）の2021年9月14日から2022年3月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-12（為替ヘッジあり）の2022年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅 野 雅 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松 井 貴 志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・ストラテジック・インカムファンド2016-12（為替ヘッジなし）の2021年9月14日から2022年3月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-12（為替ヘッジなし）の2022年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 太 典 明
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野 雅 子
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 栄 裕
--------------------	-------	---------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の

表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。